

滋賀県行政経営方針の概要

平成 27年(2015年) 3月
滋 賀 県

－ はじめに －

- ◆ 本県では、平成7年12月に「滋賀県行政改革大綱」を策定して以降、数次にわたり行財政改革の取組を進めてきました。その結果、県の財政状況は、改善の兆しが見え始めており、量的な改革についても、確実に成果が表れてきていますが、その一方で、人口減少や少子高齢化の進行など、今なお解決すべき多くの行政課題に直面しています。
- ◆ こうした困難な課題を県民の皆さんと共有し、ともに乗り越えていくためには、「開かれた県政」のもとで、県民の皆さんとの対話を重ね、共感を広げ、協働へとつながる県政を推進するとともに、市町との連携や多様な主体との協働、広域連携の取組を一層推進していく必要があります。
- ◆ また、人員や財源に限りがある中、最少の経費で最大の効果を上げるためには、「攻め」「見える」「前向き」の3つの視点による行政経営のもとで、県の経営資源を最大限活かし、県庁力を高めていくことが求められます。
- ◆ こうした認識のもと、「滋賀県基本構想」の実現を下支えするため、平成27年度から平成30年度までの滋賀県庁における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組内容を定めた「滋賀県行政経営方針」を策定しました。
- ◆ 県政の主役は、県民の皆さんです。この方針のもとで「対話と共感、協働で築く県民主役の県政」を県民の皆さんと一緒に実現していきます。

第1章 これまでの行財政改革の取組と成果

1. 行政改革

■平成7年度以降、6次にわたる行政改革の方針に基づき、以下のような取組を推進

- | | | |
|---------------------|------------------|---------------|
| (1) 県政の透明化、県民等の声の反映 | (2) 多様な主体との連携・協働 | (3) 地方分権の推進 |
| (4) 施策評価、施策・事業の仕分け等 | (5) 業務改善・情報化の推進 | (6) 組織・機構の見直し |
| (7) 人材育成・組織の活性化 | (8) 定員管理・給与管理 | |

2. 財政構造改革

- H10年度に財政構造改革の取組に着手、H14年度には「財政構造改革プログラム」を策定し、収支改善の取組を推進
- その後も、「三位一体の改革」や景気悪化等により、大幅な財源不足が見込まれたため、3次にわたる改革を実施
- こうした取組により、H15～H26年度の間に事業費を500億円以上削減するとともに、定員削減や給与の独自カット等により、人件費についても削減を実施（H15～H25年度に実施した給与の独自カットにより、200億円以上削減）
- また、H25年度末において、財源調整的な基金残高は、財政運営上の目安の150億円を上回り、臨時財政対策債を除く県債残高も、目安の6,600億円を下回るまで縮減

3. 外郭団体および公の施設の見直し

- 外郭団体は、H9年度から団体のあり方等について見直しに取り組み、廃止や統合により、51団体から23団体まで減少
- 公の施設は、H17年度からゼロベースで見直しに取り組み、廃止や移管等により、80施設から57施設まで減少

第2章 県行政を取り巻く現状と課題

1. 複雑化する行政課題や多様な行政ニーズへの的確な対応

- | | |
|----|---|
| 現状 | ● 人口減少・少子高齢化の進行により、経済活力の低下、県財政への影響など様々な問題が懸念 |
| 課題 | ● 個人の価値観の多様化や社会全体の不安感が増す中で、行政ニーズは、一層多様化、複雑化することが予想（求められる対応） |

- ☞ 「開かれた県政」のもとで、県民との課題共有や対話を図り、生活者目線に立った「県民本位の県政」を一層推進
- ☞ 市町との連携の強化、NPOや企業、大学等との協働・連携の推進により、県民ニーズに即した行政サービスを提供

2. 地方分権改革への対応

- | | |
|----|---|
| 現状 | ● 国は、地方分権改革推進委員会勧告に基づく取組を一通り終えたことから、今後は、地方の発意を重視する方針 |
| 課題 | ● 大規模災害への備え、環境問題など様々な広域的課題への対応が必要
● 人口減少問題や地域振興対策など県と市町で共有する課題への対応が必要
● 道州制の議論の進展 |

（求められる対応）

- ☞ 国の提案募集等への積極的な対応や、国への政策提案活動の充実等
- ☞ 関西広域連合の効果的な活用や中部圏・北陸圏との広域連携の一層の推進
- ☞ 住民に最も身近な市町との連携
- ☞ 道州制の動向の注視

3. 質の高い県民サービスを提供できる行政の確立

- | | |
|----|---|
| 現状 | ● これまでは、厳しい財政状況を背景に、特に量的な面での改革に注力し、財政健全化を推進。一方、複雑化する行政課題への対応の困難化や、県有施設の老朽化の進行など、新たな課題が顕在化 |
|----|---|

（求められる対応）

- ☞ 限られた人員や財源のもと、質の高い県民サービスを提供するためには、県が持つ経営資源の最適化や、県庁力を最大限発揮できる環境整備に加え、民間活力の活用等を推進することが重要
- 【求められる4つの取組】
- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 人材・組織力の強化 | (3) 公共施設等の老朽化への対応 |
| (2) 業務のさらなる効率化 | (4) 持続可能な財政基盤の確立 |

第3章 行政経営の基本的な考え方

1 方針の位置づけ

この方針は、平成27年度からスタートする「滋賀県基本構想」の着実な推進を人材や組織、財政などの行財政面から下支えするため、滋賀県庁における行政経営の基本的な考え方と具体的な取組方を定めるものです。

これまでの行財政改革の取組だけでなく、経営的な視点のもとで、滋賀県庁が有する資源の有効活用を積極的に図り、県民の期待に応える行政経営方針として策定します。

2 取組期間 平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

3 経営理念 ～ 対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現 ～

本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化、地球温暖化、異常気象による災害、公共施設の老朽化など様々な課題に直面する中、課題を県民と共有し、ともに乗り越えていくため、開かれた県政のもとで、県民との対話を重ね、共感を広げ、県民をはじめとする多様な主体との協働へとつながる「対話と共感、協働による行政経営」を行うことにより、「県民が主役の県政」の実現を目指します。

4 経営の基本的な視点

県民に納めていただいた税金を預かり、執行する立場であることを強く意識し、県民の期待に応え、より一層のサービス向上を図るための改革に不断に取り組むことはもとより、職員一人ひとりが常に次の基本的な視点に立って行動します。

「攻め」の視点

- 「最少の経費で最大の効果」が得られるよう、高いコスト意識を持ち、無駄の排除、選択と集中を徹底し、「滋賀ならではの」「滋賀から」「滋賀のために」を実現する行政経営を目指します。
- 本県の強み・弱み、現場のニーズ、地域ごとの課題等を把握・分析した上で、あるべき姿を明確にし、「実施」だけでなく「結果」を重視した、次につながる行政経営を目指します。

「見える」の視点

- 情報の受け手側が求める情報を分かりやすく、タイムリーに発信し、県政の一層の透明化を図るとともに、対話を通じて、県政への理解と共感を得ることに努め、県民にとって身近で、見える行政経営を目指します。

「前向き」の視点

- 人員や財源が限られた中であっても、人材や組織、施設、情報など県の経営資源の質を一層高め、有効活用や効果的・効率的な配分を図ることなどにより、県庁力が最大限発揮される行政経営を目指します。
- 前例踏襲ではなく、チャレンジ精神や創意工夫を発揮しながら、目標や使命の達成に向けて、スピード感、グローバルな視点を持って、果敢に取り組む行政経営を目指します。

5 経営方針

1. 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

県政の透明化を推進し、「開かれた県政」のもとで、県民との積極的な対話を心がけ、県民の声を県政に活かす仕組みづくりを進めます。

また、県民をはじめ、NPO、企業、大学等の多様な主体との協働・連携により、それぞれの特性や強みを活かしながら、複雑化・高度化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応します。

2. 地方分権のさらなる推進

自らの権限と責任のもとで、本県の特성에応じた行政経営を行うため、国の提案募集方式等を活用した事務・権限の移譲や、県の課題解決等に向けた政策提案活動を推進します。また、大規模災害への備えなど広域的課題に適切に対応するため、関西広域連合の取組をはじめ、中部圏・北陸圏との広域連携の一層の推進を図ります。

さらに、住民に最も身近な市町との連携により、人口減少や地域振興対策等の課題に適切に対応するとともに、権限移譲や事務の共同化等による県民サービスの向上、効果的な事務の執行につなげます。

3. 質の高い行政サービスの提供

これまでの行財政改革による成果を引き継ぎつつ、限られた人員や財源のもとでも、県民満足度の向上に向けて最大の効果が発揮できるよう、4つのマネジメントのもと、県が持つ経営資源の最適化を図ります。

① 人材・組織マネジメント

③ 公共施設等マネジメント

② 業務マネジメント

④ 財務マネジメント

(概念図)

滋賀県基本構想

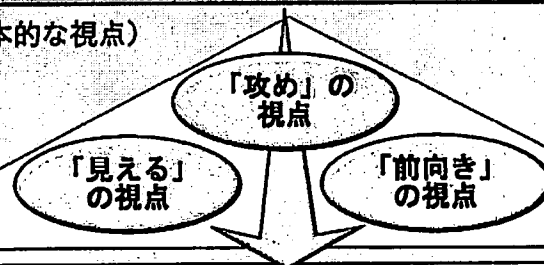
(人材や組織、財政など行財政運営の面で基本構想の実現を下支え)

滋賀県行政経営方針

(滋賀県庁としての行政経営の基本方針)

(経営理念) 対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現

(経営の基本的な視点)



(3つの経営方針)

① 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

② 地方分権のさらなる推進

③ 質の高い行政サービスの提供

(質の高い行政サービスの提供に向けた4つのマネジメント)

人材・組織マネジメント

公共施設等マネジメント

業務マネジメント

財務マネジメント

第4章 推進方策

【経営方針1】開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

〔1〕効果的な県政情報の発信、積極的な情報公開の推進

- ①トップの発信力を活かした県政情報の発信
- ☒②多様な媒体による効果的な広報の展開と職員の広報マインドの向上
- ③施策構築や予算編成過程の透明化の推進
- ☒④県の魅力や県政情報の積極的な発信
- ⑤安全・安心に関する情報の提供
- 新⑥オープンデータ化の推進
- ☒⑦多面的な財政情報の提供

〔2〕県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映

- ☒①県民とのきめ細かな対話の実践
- ☒②県民の声の施策への一層の反映
- ③県民政策コメント制度の活用推進

〔3〕多様な主体との協働・連携の推進

- 新①「（仮称）協働推進ガイドライン」の策定・運用
- ☒②民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用
- ③協働型県政を支える人材の育成
- ☒④企業および大学との積極的な連携
- ⑤多様な主体が活動しやすい基盤の整備

【経営方針2】地方分権のさらなる推進

〔1〕国への提案活動の推進

- ①国の提案募集方式・手挙げ方式への対応
- ②国への積極的な政策提案の実施
- ☒③地方分権改革に係る情報発信

〔2〕広域連携の推進

- ①関西広域連合の効果的な活用
- ②中部圏・北陸圏との連携の推進

〔3〕市町との連携の推進

- ①市町との連携を通じた地域課題への対応
- ☒②市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進

※☒は、新たに実施する項目、
☒は、拡大や充実を図る項目を表す。

【経営方針3】質の高い行政サービスの提供

〔1〕人材・組織マネジメント

- ①簡素で効率的な組織・体制の整備
- ☒②横つなぎの総合行政のさらなる推進
- ☒③県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進
- ☒④職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進
- ☒⑤女性や若手職員の活躍推進
- 新⑥人事評価制度の構築
- ⑦コンプライアンスの徹底
- ⑧職員の心身の健康管理の推進
- ⑨適正な定員管理・給与管理

〔2〕業務マネジメント

- ☒①ICTの活用による業務の効率化
- ☒②民間活力活用の推進
- ③作業等の省力化、仕事の進め方の改善、時間外勤務の縮減
- ☒④行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進
- ⑤入札および契約に関する制度の適正化
- ⑥出資法人の経営改善、自立性拡大の推進
- ☒⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大

〔3〕公共施設等マネジメント

- ☒①建築物におけるファシリティマネジメントの推進
- ☒②インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進
- 新③「公共施設等総合管理計画」の策定および推進

〔4〕財務マネジメント

- ①県税収入の安定確保等
- ②歳入確保対策の積極的な推進
- ③受益者負担の適正化
- ④地方税財源の充実強化に向けた国への要請
- ⑤スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- ⑥「選択と集中」による投資的経費の重点化
- ⑦人件費の抑制
- ⑧効率的な予算執行の徹底
- ⑨財政運営上の数値目標の設定

進 行 管 理

- この方針の着実な推進を図るため、取組期間中の取組内容やスケジュールを定めた実施計画を策定し、その計画に基づいて毎年度の取組を実施します。特に主要な取組項目については、行政経営改革委員会において具体的な検討や評価を行い、効果的な推進を図ります。
- 実施計画に基づき、各取組項目の進捗状況や成果、課題等を毎年度分かりやすく取りまとめ、様々な媒体を通じて情報発信することにより、行政経営の透明化を図ります。
- 取組期間内においても、本県の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合は、適宜見直しを行います。

(参考) 策定経過

平成26年 6月	県政モニターアンケート(→滋賀県の行財政改革の取組について)
平成26年 7月 2日	行政経営改革委員会(→行財政改革の取組の総点検について)
平成26年 9月24日	行政経営改革委員会(→諮問、次期方針の方向性について)
平成26年10月 7日	行財政対策特別委員会(県議会)に方針(案)を説明
平成26年10月 9日	行政経営改革委員会(→行政経営方針(答申案)について)
平成26年10月17日	行政経営改革委員会の答申
平成26年10月21日～	県民政策コメント・市町への意見照会の実施(11月20日まで)
平成26年12月22日	県議会(行財政対策特別委員会)に方針(案)を説明
平成27年 3月13日	県議会(行財政対策特別委員会)に方針(最終案)および実施計画(案)を説明
平成27年 3月25日	滋賀県行政経営方針および実施計画を策定
平成27年 3月30日	行政経営改革委員会に方針および実施計画を報告

滋賀県行政経営方針「実施計画」のポイント

1. 取組項目等

行政経営方針	取組項目	具体的な取組内容		
			うち新規	うち拡大
1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携	15	38	10	7
2 地方分権のさらなる推進	7	12		1
3 質の高い行政サービスの提供	28	104	23	9
(1) 人材・組織マネジメント	(9)	(27)	(10)	(2)
(2) 業務マネジメント	(7)	(39)	(10)	(2)
(3) 公共施設等マネジメント	(3)	(17)	(3)	(1)
(4) 財務マネジメント	(9)	(21)		(4)
4 進行管理	1	3		2
計	51	157	33	19

2. 主な取組内容（ は目標、新 は新規の取組、拡 は取組の一部を追加、拡大するもの）

経営方針 1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携

情報発信

① トップの発信力を活かした情報発信、多様な媒体による効果的な広報 等

- 拡 知事定例会見における市町情報コーナーの新設
- SNSのより効果的な活用による情報受発信（H28 発信手法の見直し）
- 「広報マニュアル」の全面改訂（H28）、実践的な広報研修の実施 等

・県公式ツイッターのフォロワー数 H27.1 末 9,644 人 → H30 末 18,000 人
 ・県公式フェイスブックの登録者数 H27.1 末 2,500 人 → H30 末 7,000 人 ほか

② 県の魅力発信

- 拡 滋賀・びわ湖ブランドの発信（滋賀・びわ湖+DESIGN プロジェクトの推進）

・観光入込客数(延べ) H25 4,523 万人 → H30 4,800 万人

③ 安全・安心に関する情報の提供

- 拡 新たな防災ポータルサイトの構築（H27）、「しらしがメール」登録者数の拡大 等

・「しらしがメール」登録者数 H27.1 末 43,356 人 → H30 末 64,000 人 ほか

④ 新 オープンデータ化の推進

- 庁内推進体制の整備、保有情報のオープンデータ化、利活用の促進（ニーズの掘り起こし）

オープンデータ化率※ H26 0% → H30 100%

※オープンデータとして公開する必要性またはニーズが認められる情報・データのうち、二次利用が可能な形で公開されているものの比率

⑤ 多面的な財政情報の提供

- 拡 新たな統一基準に基づく財務書類の整備
 （H28 固定資産台帳整備、複式簿記の導入、H29～ 新たな基準に基づく財務書類の整備）
- 新 分かりやすく学べるテキスト（小・中・高別）等の作成（H28）

対 話

①県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映

- **新**「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施
- **拡**県民の声の聴取機会の充実（県政どこでもトーク、県政モニタートーク） 等

・「こんにちは！三日月です」の開催 H26 年 10 回 → H30 年 18 回
・県政モニターアンケートの実施 H26 年 12 回 → 継続実施（毎年度 12 回）

協 働

①**新**「（仮称）協働推進ガイドライン」の策定・運用

・多様な主体との協働事業数 H26 124 事業 → H30 200 事業

②協働型県政を支える人材の育成

- **新**主査級職員向けの協働に関する研修の実施、**新**課題解決型協働推進講座の実施 等

③企業および大学との積極的な連携

・企業等との包括的連携協定締結数 毎年度 1 件以上 ほか

④多様な主体が活動しやすい基盤の整備

- NPO法人の認定取得促進、マネジメント人材等の育成、淡海ネットワークセンターによる支援 等

・認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数 H25 10 法人 → H30 35 法人 ほか

経営方針 2 地方分権のさらなる推進

国

- ①国の提案募集方式・手挙げ方式への対応
- ②国への積極的な政策提案の実施 等

広 域

①関西広域連合の効果的な活用

- 本県における広域的課題の検討 → 「第3期広域計画（H29～）」への反映

②中部圏・北陸圏との連携の推進

- **拡**「広域連携推進の指針」の改定（H27 前半）および指針に基づく施策の推進

市 町

①市町との連携を通じた地域課題への対応

- 市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開

・小規模自治体への配慮や市町間連携による地域課題対応の支援
・自治振興交付金 人口減少社会対応市町提案事業（H27～） 毎年度 19 市町が実施

②市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進

- 権限移譲の推進、税務事務の共同化の推進 等

・湖東地域における徴収業務の共同化 H27 から開始 ほか

経営方針3 質の高い行政サービスの提供

人材・組織マネジメント

①簡素で効率的な組織・体制の整備

- 本庁・地方機関の組織・機構の見直し、係制への移行（H27～本庁、H28～地方機関）

②横つなぎの総合行政のさらなる推進

- 基本構想による部局横断的な政策の推進、県政経営会議における協議等
- **新**（仮称）クリエイティブルーム（横断的な議論のための専用スペース）の設置

③県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進

- 組織目標、職員提案の実施
- **新**キラリひらめき改善運動の実施
- **新**幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施
- **新**一緒にやりましょうプロジェクトの実施

・「職員提案」提案件数	H26 25 件 → 毎年度 50 件以上
・「キラリひらめき改善運動」提案件数(H27～)	毎年度 職員1人1件(計 4,000 件)
・「一緒にやりましょうプロジェクト」実施件数	H26 103 件 → 毎年度 150 件以上

④職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進

- **新**人材育成基本方針および研修のあり方の見直し（H27）、新方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施 等

⑤女性や若手職員の活躍推進

- **新**「女性職員の活躍推進のための取組方針（H26 策定）」に基づく各種取組の実施
- **新**若手職員の登用（H27～ 若手登用の段階的实施）

・課長補佐級以上の管理職に占める女性職員の割合	H30 までに 10%以上
・係長に占める女性職員の割合	H30 までに 15%以上
※いずれも教員、警察官を除く	

⑥人事評価制度の構築

- **新**人事評価制度の制度設計（H26 制度設計、H27 試行、H28～ 実施）

⑦職員の心身の健康管理の推進

- 年休の取得促進
- 定時退庁日における定時退庁の徹底
- **拡**男性職員の育児参加促進
- **拡**メンタルヘルス対策の推進
- 生活習慣病予防の推進

・年休の年間平均取得日数(職員1人当たり)	H25 年 10.7 日 → H30 14 日
・定時退庁実施率	H25 83.4% → H30 95%
・男性職員の育児休業取得率	H25 8.1% → H30 13%
・メタボリックシンドローム該当者割合	H26(速報値) 11.4% → H30 10.0%
・メンタル不調による新規長期療養者数	H26(12 月末) 19 人 → H30 15 人

⑧適正な定員管理・給与管理

- 事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底による適正な定員管理
- 級別の職員構成を一層厳格に管理するための昇格基準の見直し、適正な給与管理

業務マネジメント

① ICTの活用による業務の効率化

- 行政サービスの電子化の促進（ICT新技術・サービスの検証～導入）
- システム評価に重点をおいたPDCAサイクルの再構築 等

・情報システム評価制度に基づく全システムの評価および結果の公表（H30 までに達成）
 ・ASP、クラウドサービスの利用率※ 10%
 ※H27～30 に実施されるシステム新規開発・再構築におけるASP、クラウドサービスの利用割合

② 民間活力活用の推進

- アウトソーシングの導入拡大の検討
- PPP／PFIに関する情報収集 等

・総務事務の集中処理に係るアウトソーシングの導入の検討 →H29 中に方針を決定 ほか

③ 作業等の省力化、仕事の進め方の改善、時間外勤務の縮減

・職員1人あたり時間外勤務時間数（知事部局・災害対策業務等を除く）
 H25 15.3 時間／月 → 毎年度 14 時間未満／月 ほか

④ 行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進

- 各業務継続計画（震災編）の更新、同計画の職員への周知および訓練の実施
- びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上（サブセンター設置、次期ネットワークの構築等）
- リモート接続環境の整備、大容量ファイル転送システムの整備
- 各行政分野におけるリスク管理 等

・各業務継続計画（震災編）の更新 →随時
 ・びわ湖情報ハイウェイの障害による業務への重大影響の発生件数 →0 件
 ・重要システムの障害による業務への重大影響の発生件数 →0 件
 ・ウイルス感染、外部からの攻撃・侵入、誤操作等に起因する情報セキュリティ事故または事件
 （情報漏えい、情報消失、情報改ざん、システム停止等）の発生件数 →0 件 ほか

⑤ 出資法人の経営改善、自立性拡大の推進

- 出資法人ごとの取組の進捗管理
- 経営評価の実施および公表（県および出資法人における経営評価）
- 担当職員の研修受講促進

・経営評価の実施 H27 から実施、公表
 ・県以外の者からの収入の拡大 H30 においてH25 より拡大
 ・所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 H26 27% → 毎年度 80%以上

全 26 法人のうち、重点的な関与の対象となる出資法人

<公益財団法人 滋賀県環境事業公社>

- ・現中期経営計画の目標達成
- 廃棄物処理料金体系の再構築
- 排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討

・自己資本比率 H25 28.7% → H28 50%以上
 ・県出えん額 H25 9.5 億円 → H28 5.6 億円

＜一般社団法人 滋賀県造林公社＞

- ・分収造林契約の変更
- ・**新**伐採の実施
- ・**新**県の支援のあり方（方向性）等の検討

・伐採の実施 H27 から開始
・県の支援のあり方（方向性）等の決定 H27

＜公益財団法人 滋賀食肉公社＞ ＜株式会社 滋賀食肉市場＞

- ・経営改善策の実施（と畜日の見直し等による経費削減、と畜頭数の増加策）
- ・**新**経営上の課題について検討する研究会において県の支援のあり方等についても検討

・単年度事業活動収支（単年度損益）の黒字化達成 H28
・研究会による県の支援のあり方等の方針決定 H27

＜公益財団法人 滋賀県文化振興事業団＞

- ・希望が丘文化公園の来園者拡大による収益増加
- ・文化芸術部門と（公財）びわ湖ホールとの統合を含む、法人のあり方についての方針決定
- ・**新**県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等の検討

・希望が丘文化公園の来園者数 H25 834,120 人 → H30 930,000 人
・法人のあり方についての方針決定 H27
・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 H27

⑥公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大

＜流域下水道事業＞

- ・**新**H31 当初の公営企業会計への移行に向けた取組の推進

＜公営競技事業＞

- ・売上の向上（電話投票等）
- ・**新**効率的な開催運営（H29 専用外向発売所の開設）
- ・**新**地方公営企業法の適用（H30） 等

・H27 からH30 の4年間で、310,000 千円の一般会計繰出金を確保

＜工業用水道事業・水道用水供給事業＞

- ・適切な維持管理と効果的な施設整備の推進（H27 アセットマネジメント計画策定）
- ・経営基盤の強化（料金体系の適正化の検討） 等

＜病院事業＞

- ・高度医療・全県型医療等を推進するための病院機能の強化
- ・収支の改善
- ・**新**県立病院の機能のあり方および地方独立行政法人化を含め運営形態の見直しについての検討、第4期中期計画の策定（H28）・取組の推進

公共施設等マネジメント

①建築物におけるファシリティマネジメントの推進

- 施設総量の適正化
- 新施設の長寿命化
- 新施設の計画的な更新

・施設評価の実施による施設総量の適正化
・「更新計画」の策定 H27
・長寿命化対象施設における「長期保全計画」策定率 H26 0% → H29 100%

②インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進

- 各インフラ分野におけるアセットマネジメントの推進

・「個別施設計画」の策定 H25 9計画 → H30 34 計画

③「公共施設等総合管理計画」の策定および推進

・「公共施設等総合管理計画」の策定 H27

財務マネジメント

①県税収入の安定確保等

- 県税増収に向けた滋賀発の産業・雇用の創出（「産業振興ビジョン」に基づく施策の推進）
- 県税の収入未済額の縮減
- 税外未収金対策の推進

・県税収入未済額（徴収猶予額を除く）
H23 末 40.1 億円 → H28 まで毎年度 1.2 億円以上の縮減 H29 からの目標設定
・「税外未収金の共同管理」による未収金回収の推進 ほか

②歳入確保対策の積極的な推進

- 未利用県有地の処分の推進
- 自動販売機設置に係る公募制
- ネーミングライツ売却の推進（企業訪問等によるニーズ把握、トップセールスの実施 等）
- マザーレイク滋賀応援寄附の促進（寄附環境の整備、寄附者への送付品の検討 等）

・ネーミングライツ新規契約数 毎年度 1 件以上
・マザーレイク滋賀応援寄附者数 H26(見込) 85 人/年 → H30 110 人/年

③スクラップ・アンド・ビルドの徹底、「選択と集中」による投資的経費の重点化、人件費の抑制、効率的な予算執行の徹底（電力調達コストや資金調達コストの抑制 等） 等

・財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の残高
H26 末見込 313 億円 → 毎年度 150 億円程度※を維持
※実質赤字比率の財政再生基準5%に相当する赤字額に対応する額
・臨時財政対策債を除く県債残高
H26 末見込 6,486 億円 → H30 末 6,200 億円程度※まで縮減
※将来負担比率が全国平均に相当する 200%程度となるような水準

進行管理

- ①取組の進捗状況の把握
- ②行政経営改革委員会における評価・検討
- ③県民への情報提供および対話の充実

・実施計画に掲げる取組項目ごとの目標の達成状況 H30 末 100%